

●香川県告示第226号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年5月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 解除に係る保安林の所在場所

小豆郡土庄町肥土山字大野手乙266の8、乙267の7、乙269の4、乙273の5、乙273の6、乙276の3、乙279の5

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由

道路用地とするため